

# 取扱処方箋数届書の提出について

薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13の規定に基づき、毎年3月31日までに、前年の総取扱処方箋数を薬局の所在地を管轄する自治体の長に届け出ることが定められています。

つきましては、下記により、取扱処方箋数届書の提出をお願いします。

令和6年度の届出から、電子申請（LoGo フォーム）による提出が可能となります。利用される場合は、下記の URL からアクセスしてご提出をお願いいたします。

## 記

### 1 提出が必要な薬局・・・以下の①、②が共に当てはまる薬局

- ① 令和6年において業務を行った期間が3ヶ月以上の薬局
- ② 令和6年の一日平均取扱処方箋数が40枚を超える 薬局

- (注) ・ ①②の両方が当てはまらない、また片方しか当てはまらない薬局は届出不要です。
- ・ 令和6年中に移転した薬局、譲渡に伴い新規開設となった薬局は 6 注意事項を確認してください。
  - ・ 一日平均取扱処方箋数の計算方法は以下の式により行ってください。

$$\text{一日平均取扱処方箋数} = \frac{\text{令和6年の総取扱処方箋数}}{\text{令和6年に業務を行った日数} \quad ※1}$$

※1：令和6年に調剤の有無に関わらず薬局としての業務を行った日数をいい、1年間の暦日から定休日等のため業務を行わなかった日数を差し引いたもの。

### 2 提出期限

令和7年3月31日（月）

なお、電子申請（LoGo フォーム）での受付は、令和7年1月6日（月）8時30分からとなります。

### 3 提出方法

取扱処方箋数届書を板橋区保健所生活衛生課医務・薬事係の窓口へ直接持ち込み又は郵送もしくは電子申請（LoGo フォーム）で提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラス（赤色）で送付してください。郵送での控えが必要な場合は取扱処方箋数届 2 部に、返信用の封筒と返信用切手を同封のうえ郵送してください。

電子申請（LoGo フォーム）

URL : <https://logoform.jp/form/Rwxz/800332>

### 4 注意事項

- (1) 届書の作成にあたっては、「記載例」を参考にしてください。
- (2) 移転した薬局は、移転後からの期間及び処方箋数を届出てください。
- (3) 薬局の譲渡に伴い新規開設となった薬局は、譲渡後からの期間及び処方箋数を届出てください。なお、廃止した薬局の取扱処方箋数届は不要です。

### 5 提出窓口・問合せ先

〒173-0014 東京都板橋区大山東町3 2 番 1 5 号

板橋区保健所 生活衛生課 医務・薬事係 電話 03 (3579) 2124